

富士箱根伊豆国立公園
伊豆諸島地域（大島支庁管内）管理計画書

（平成4年4月）

環境庁自然保護局
富士箱根伊豆国立公園管理事務所

目 次

第1 基本方針	
1. 管理計画作成方針	
(1) 地域の概要	1
(2) 基本方針	1
2. 管理計画区分方針	2
第2 大島・利島管理計画区	3
1. 概要及び管理方針	3
2. 風致景観の管理に関する事項	5
3. 地域の開発整備に関する事項	12
4. 事業施設の管理に関する事項	14
5. 利用者の指導に関する事項	14
6. 地域の美化及び清掃に関する事項	15
第3 新島・式根島管理計画区	17
1. 概要及び管理方針	17
2. 風致景観の管理に関する事項	18
3. 地域の開発整備に関する事項	22
4. 事業施設の管理に関する事項	23
5. 利用者の指導に関する事項	24
6. 地域の美化及び清掃に関する事項	25
第4 神津島管理計画区	26
1. 概要及び管理方針	26
2. 風致景観の管理に関する事項	27
3. 地域の開発整備に関する事項	31
4. 事業施設の管理に関する事項	32
5. 利用者の指導に関する事項	32
6. 地域の美化及び清掃に関する事項	33

第1 基本方針

1. 管理計画作成方針

(1) 地域の概要

富士箱根伊豆国立公園は、富士、箱根、伊豆半島及び伊豆諸島の4地域に分かれている。本管理計画は、伊豆諸島のうちでも北部の東京都大島支庁管内の大島、利島、新島、式根島、神津島の5島を対象に策定するものである。

伊豆諸島北部地域は、最も近い大島で東京から南へ120km、最も遠い神津島で約190km離れた太平洋上に位置している。

各島は、黒潮の影響を受けているため、夏涼しく冬暖かい高温多雨温帯気候に属している。

地形地質的には、各島は、富士火山帯に属し、基盤は、約200万年前の第4紀以後の火山活動で2000m前後の深海から噴火し、海面上700～800mの高さに山容を現す海底火山である。大島は噴火活動が激しく、新旧の溶岩流、砂漠、カルデラを有する複式火山等の火山地形がみられ、新島、式根島、神津島は流紋岩系で変化に富んだ地形がみられ、利島は、成層火山で波の浸食による海食崖が他の島に比べ特に発達している。

植物的には、その特徴として、カシ類が少ないこと、イズノシマホシクサ、ハチジョウイタドリ等の固有種、固有亜種が多いこと、伊豆半島、箱根地域（フォッサマグナ地域）の植物と共通性が高いこと、気候的には暖温帯に属しているにも関わらず暖地性の種が限られていること等が上げられている。

動物相は、鳥類の種類が約270種と多くわが国で記録された鳥類の過半数を超えている。また、伊豆諸島特有のアカコッコ、イイジマムシクイ等の固有種、シチトウメジロ等の固有亜種が見られること、ほ乳類、両性、は虫類の種類がきわめて少ないこと等に特徴がある。

利用としては、離島で、南国的な自然の風景や史跡の探勝、ハイキング、一般観光の他、海洋レクリエーションの場としての利用も多い。

(2) 基本方針

以上のような地域の概要を踏まえ、本管理計画の作成に当たっての基本方針は、次のとおりとする。

公園計画の保護計画及び利用計画を受け、各島ごとの地域の実状に合致したきめ細やかな管理計画を作成要領に従い策定する。

2. 管理計画区区分方針

本計画の対象地域は5島からなっており、各島毎にその特性が異なっているが、島々の関連性等を考慮し、大島・利島、新島・式根島、神津島の3管理計画区とする。

第2 大島・利島管理計画区

1. 概要及び管理方針

大島 自然環境の概要

地形・地質	<p>大島は、伊豆諸島中最も大きく 91.06 km²の面積をもち、周囲は約 52 kmである。</p> <p>島のほぼ中央に海拔 764mの三原山があり、周りは海食崖で囲まれている。東部は、地形が複雑で、海岸は急峻な断崖を形成し、特に行者窟から波浮港にいたる間には、300mに達する急な海食崖が発達している。西部は、起伏に乏しく、三原山から緩やかな傾斜をなして海に落ち込んでいる。</p> <p>三原山は、ほとんど玄武岩からなる溶岩流と火山灰からなる典型的な複式成層火山で、現在もなお活発な活動を続けており、1986年には割れ目噴火による大噴火を起こしている。内輪山と外輪山の間には、砂漠地帯があり、東海岸にまで達する荒涼とした景観を呈している。</p>
植 生	<p>海岸部には、イソギク、ハチジョウススキを中心としてスカシユリ、ハマナデシコ、ボタンボウフウ等をまじえた海岸草本群落及びクロマツ林が発達している。</p> <p>中腹部は大部分が2次林でおおわれているが、一部にスタジイの発達した林が残っている。</p> <p>山頂部にはハチジョウススキ、ハチジョウイタドリなどの草本群落とオオバヤシャブシ、カオリウツギを主とした低木林がある。</p>

社会的状況

農業は厳しい自然環境を緩和するために、農地の周囲に防風・防潮林を設置するなど独自の利用形態が見られる。また、温暖な気候を活かした花きやキヌサヤエンドウの栽培が盛んである。

公園の利用は離島ブームの昭和48年の約84万人をピークに減少傾向が続き昭和58年には約42万人まで落ち込んだ。その後も昭和61年の伊豆大島噴火等の影響により低迷が続いたが、近年は再び増加傾向にある。

利用者は年間を通じて訪れているが、他の島に比べて交通の便がよいことから日

帰り利用者も多く滞在型増進が課題となっている。

利島 自然環境の概要

地形・地質	利島は面積 4.12 km ² 、周囲約 8 km の小さな島である。 ほとんど玄武岩からなる成層火山で、わずかに溶岩がみられる。海岸線は、湾入がまったくなく大きな玄武岩の円れきが 10-50m の幅で海岸に分布している。また、面積に比して 507.5m という高い山頂（宮塚山）を持つ島で、有史以来の噴火記録がなく激しい波浪による浸食のため海食崖が発達し北側の前浜で 25m 程度であるのに対し南側では 100m を超える高さになっている。宮塚山の北側には噴火口跡とみられる凹地がある。
植 生	海岸部の海食崖には、イソギク、ハチジョウススキ、スカシユリ、ハマナデシコ、ハマカンゾウ等を主とした自然度の高い草本群落が発達している。山麓部は宮塚山 8 合目まで管理の行き届いたツバキの植林地で覆われている。一部にスギの植林がある。南-東斜面ではスタジイ、タブ、バリバリノキ、イヌビワ等を主とした常緑広葉樹林が残存しており、宮塚山山頂部周辺のスタジイ林に続いており原始性の高い地域となっている。

社会的状況

利島は、地形的に厳しく可住地も一部に限られている。島の大半は、ツバキの林で覆われており椿油の生産が盛んである。公園利用は夏期集中が著しい。

管理方針

以上のような状況を踏まえ、当管理計画区の管理方針を次のとおり定める。

- (1) 自然景観の保護を基本に、調和のとれた公園整備を図る。
- (2) 保全対象の明確化を図り、保全方針を定める。
- (3) 公園道路の整備に当っては、景観の保全に十分配慮するとともに、利用の快適性を確保することに努める。
- (4) 自然とのふれあいや野外学習を公園利用の柱とし、ビジターセンター、自然観察路、園地等の必要な施設の整備とその利用の増進を図る。
- (5) 島の大部分が、公園に含まれることから、住民の生活に不可欠な行為については、取り扱いに配慮する。
- (6) 日帰り利用から滞在型利用への転換を図り、通年型利用となるようソフト、ハード面の整備を進める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」及び「国立公園内における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日環自企第570号）」によるほか、下記の取り扱い方針によって運用する。

ただし、公園計画に合致する施設は、公園事業として把握する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>形状、色彩については、島全体の統一感を醸し出すことが出来るよう、建築物の海側、道路側等見られる方向には、可能な限り郷土種により防風垣等の保護育成を行い、周辺の自然環境との調和を図ることとする。</p> <p>建築物の扱いは以下のとおりとする。</p> <p>ただし、主に居住及び農林漁業等に供せられる建築物にあつてはこの限りではない。</p> <p>① 屋根の形状：切妻または、寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>② 屋根の色彩：こげ茶、黒、グレイ等の周辺の自然環境、島の風土特性と調和する色彩とし、原色及び光沢のある素材は避けるものとする。</p> <p>③ 外壁の色彩：白、クリーム、ベージュ茶系統の周辺の自然環境と調和した色調とし、原色及び光沢のある素材は避けるものとする。</p>
(2) 道 路	<p>①道路造成は、地形改変、支障木の伐採を必要最小限の規模にとどめ、周辺の自然環境に影響しないよう、また災害が発生しないよう十分な措置を行うものとする。</p> <p>②道路法面は、必要最小限の規模にとどめる。種子吹付等により緑化する際には、固有種の保護に留意する。周辺の道路、展望地から見える擁壁及び当該車道利用者から見える擁壁については、自然石または、自然石を模したブロック積等とする。なお、強度、傾斜等の関係でこれによりがたい場合は、コンクリート擁壁とするが擁壁の高さは極力低く抑えるとともに、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>③モルタル吹付は道路の安全上必要と認められ、かつ、他の方法</p>

	<p>によることができない場合以外は認めない。</p> <p>④残土は、原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上支障がなく、災害を誘発する恐れのない場所とする。</p> <p>⑤付帯施設 交通安全柵は、ガードケーブル、ガードパイプ、縁石等を用い、車窓からの視野を妨げず、また周辺の自然環境と調和を図るものとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、その機能に配慮しつつ景観に支障ないよう彩色するよう指導する。落石防護柵及びロックネットは、暗灰色塗装または、亜鉛メッキ仕上とする。</p> <p>⑥工事跡地は、速やかに整理し、緑化修景する。</p> <p>⑦廃道敷 廃道敷は、原則として、舗装を撤去し、客土した上緑化修景する。</p> <p>⑧橋梁、トンネル 道路造成時に地形急峻等により、風致景観、切盛土量、安全性等を総合的に比較検討し橋梁、トンネルが望ましい場合には、積極的に取り入れるものとする。また、トンネルについては、残土の処理に十分留意し、出入口部分の仕上げを自然石張または、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>⑨道路の新設、拡幅等により生ずる裸地の修景緑化にあたっては、山間部、海岸部それぞれに応じた郷土種の樹種を用いるよう配慮する。</p>
(3) 電柱等	<p>①三原山外輪山周辺等の特別保護地区、第1種特別地域にやむを得ず電線路を設置する場合は、地下埋設とする。</p> <p>②電線路は、主要展望地点、主要展望方向への設置(例えば道路の海側等)は避けるものとし、電力線、電話線等の共架を促進する。</p> <p>③公園道路(車道) 大島三原山登山線については、擬木を使用するなど色彩及び材質について配慮するものとする。</p>
2 木材の伐採	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について(昭和34年11月9日国発第643号)」及び「同(国有林の取扱い)(昭和48年8月15日環自企第516号)」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。</p> <p>なお、第3種特別地域であっても、道路沿線等にあっては極力皆伐は避ける等全般的な風致の維持を考慮し施業する。</p>

3 土石の採取	<p>採石 既存の採石場の採掘については、採掘計画に従い計画的に行うとともに跡地の緑化についても計画的に実施するものとする。</p> <p>(昭和 61 年 3 月 24 日環自保第 34 号による特認地域)</p> <p>温泉ボーリング 温泉ボーリングについては、温泉法による指導の他、掘削後に予定される引湯管その他の施設が周辺の風致景観に影響がない場合に認めるものとする。</p>						
4 広告物	<p>商品広告及び営業地外での社名広告（いわゆる野立て看板）は認めない。</p> <p>道路に設ける案内標識は、その地域の実状に応じ必要な数とする。複数の標識を設置する場合は、極力統合を図るとともに、同一場所に異なったデザインの標識が混在しないよう配慮する。標識類の規模は過大にならないようにし、統一した色彩となるよう検討する。</p> <p>(公園事業にかかる施設も同様)</p>						
5 水面の埋立	<p>原則として、道路・港湾・漁港等の公共事業の整備のための埋め立てに限り認める方向で検討する。なおこの場合、自然海岸を避けるなど風致景観に及ぼす影響をできる限り少なくするものとする。</p>						
6 その他	<p>大島における既存分譲地の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="432 1256 1358 1514"> <tr> <td>審査方針後の分譲地として指導するもの</td> <td>大昇</td> </tr> <tr> <td>審査指針前の分譲地として指導するもの</td> <td>風待つ、カハの池、 下つぎ、アタカイ、 野増エメラルド、タウン</td> </tr> <tr> <td>分譲地としての取扱いをしないもの</td> <td>千波崎、カナサ</td> </tr> </table>	審査方針後の分譲地として指導するもの	大昇	審査指針前の分譲地として指導するもの	風待つ、カハの池、 下つぎ、アタカイ、 野増エメラルド、タウン	分譲地としての取扱いをしないもの	千波崎、カナサ
審査方針後の分譲地として指導するもの	大昇						
審査指針前の分譲地として指導するもの	風待つ、カハの池、 下つぎ、アタカイ、 野増エメラルド、タウン						
分譲地としての取扱いをしないもの	千波崎、カナサ						

(2) 保全対象と保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な保全管理を行うこととする。

なお、伊豆諸島には、本土から隔絶した環境下にあるため植物や動物（特に鳥類）に固有種や固有亜種等が多くこれらの保護、増殖を図るとともに、これらの動植物は、島の特徴を顕著に示していることから自然観察会や解説板等により保護の必要性の啓発を図る必要がある。

大 島

保全対象	概 要	保 全 方 針
三原山山頂	大島の火山景観を代表するシンボル。新しい溶岩流の供給と強い風のため裸地化した状態が続き、火山荒原として特異な景観を有する。 特定植物群落 特別保護地区	大島を代表する自然であり、厳正に保全する。歩道及び安全確保のために必要な施設程度にとどめ、歩道及び施設以外への立入りを行わないよう周知徹底を図る。
山腹割れ目 噴火群	昭和61年の噴火によるきわめて新しい火山火口群で、噴火の生々しい様子を観察することができる。 第3種特別地域	代表的、典型的な火山景観を有する地域として、地形改変等を行わず保存を図るものとする。また、利用施設は、自然観察路及び利用者の安全確保のため必要最小限の施設にとどめる。
裏砂漠等	砂漠的な景観を挺しており、強い西風を受けてスコリア等が常時移動することにより植生の侵入を許さない裸地域である。 特別保護地区、第1種特別地域	地形改変を避け、厳正に保護することとし、施設は歩道及び安全確保のため必要な施設の設置程度とする。
山頂付近 自然草原	溶岩流や火山砕屑物が堆積する荒原で、砂れきの移動の少ない安定したところに、ハチジョウイタドリ、シマタヌキラン、ハチジョウススキ等で構成される自然草原が発達している。火山荒原の特異な景観を示すものとして貴重であり、風衝地であるため、一度破壊されると回復に長期間かかる。 第1種特別地域	地形の改変等は避け、利用が可能となった場合でも歩道及び安全確保のための必要最小限の施設程度の整備にとどめる。

<p>山頂付近 自然林</p>	<p>オオバヤシャブシ、カオリウツギ、イヌツゲなどを主とする低木林で、風と火山砕屑物に由来する貧養な土壌によってバランスを保っている。 第2、3種特別地域</p>	<p>風衝地であり、破壊されると回復に時間がかかる。 現状維持を図るため、極力人為による影響を排除することを基本とする。</p>
<p>山麓自然林</p>	<p>スダジイ、タブノキの自然林で、植物学的な価値のみならず動物の生息環境としても重要である。 シイノキ山は樹高25mに達するシイノキが優占する極めてよく発達した自然林で、国指定天然記念物である。 (シイノキ山のシイノキ群 S26. 6. 9 指定) 第2種特別地域</p>	<p>現状維持を図るため、極力人為による影響を排除することを基本とする。</p>
<p>海食崖</p>	<p>大島の海岸景観の代表で、厳しい自然に適応した植生がみられる。 第1種特別地域</p>	<p>現状維持を図る。</p>
<p>海岸風衝植生大島公園</p>	<p>海浜植物群落は、海岸の風衝地に発達しているが、特に大島公園内のものは、国指定天然記念物である(大島海浜植物群落 S26. 6. 9 指定)。 風衝地であり、塩害等を受ける厳しい環境に適応した群落で、破壊されると回復が難しい。 第1、2種特別地域</p>	<p>現状維持を図る。</p>
<p>桜株</p>	<p>大島のオオシマザクラ中最大最古のもので、全国のサクラの巨木としても代表的なものである。</p>	<p>周辺への立ち入りを禁止し、現状維持を図る。</p>

	国指定特別天然記念物 (大島の桜株S27.3.29指定) 第2種特別地域	
地層切断面	道路の開削によって、地層が現れたもの。 大島火山の活動の歴史などが記されており地学的に貴重なものである。 第2、3種特別地域	現状の保存につとめ、道路の改良にあたっては、その維持管理に配慮する。
側火山 (二子山他)	三原山の側火山で地形的な特徴の他貴重な植物が生育している。 第2種特別地域	原則として現状維持を図る。

利 島

保全対象	概 要	保 全 方 針
神代ツバキ	ツバキの巨木	現状維持を図る。
八幡神社の ハチジョウ モクセイ	伊豆諸島特産のモクセイで、八丈島、御蔵島と利島だけにみられる。利島のものは、かなり大きい。	現状維持を図る。
オオミズナ ギドリ生息 地	利島南端地域	現状維持を図る。 特に繁殖期には、立ち入りを制限する等の措置を検討する。

(3) 公園事業取扱方針

公園計画による整備方針及び事業決定の内容並びに「国立公園及び国定公園事業取扱要領(昭和33年4月30日国発第278号)」による他、下記の取扱方針によって適切に運用する。

事業の種類	取扱方針
<p>集団施設地区</p>	<p>全体計画に従い、利用の促進が図られるよう、施設整備を積極的に進めるものとする。</p> <p>特に、利用者の増加を図るためアクセス、PR等の再検討、施設地区内動線の新設改良を進め、利便性を高めることとする。</p> <p>自然公園利用の拠点として、インフォメーション機能を強化するとともに、施設のグレードアップを図る。</p>
<p>道路 (車道)</p>	<p>快適な公園利用を進めるため必要に応じて現道の線形改良・拡幅整備及び防災工事等を進める。なお、改良等に当たっては、風致景観に十分に配慮し、修景を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、工作物道路の取り扱いに準ずるほか次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通景線の確保 展望の優れた箇所については、通景線の確保に配慮する。 ・沿線の興味地点については、標識等により積極的に利用者の誘導を図る。
<p>道路 (歩道)</p>	<p>山岳登山ルートについては、特に利用者の安全を配慮し整備する。その他のルートは単に最短距離で目的地に到達するものではなく、興味対象を有効につなぎ、沿線の自然に親しめるよう計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯施設の取扱い 休憩舎、公衆便所、案内・解説標識等の施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 施設規模は過大とならないよう周辺の自然と調和のとれたデザインとする。 ・管理方針 クズカゴ・吸殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとしゴミの投げ捨て防止のPR等を進める。 危険箇所の点検及び草刈、清掃等を定期的実施する。
<p>道路 (自転車道)</p>	<p>快適な利用の促進を図るため、既設自転車道の再整備を行う。</p> <p>避難用道路と並行する部分が多いので自動車、バイク等が侵入しないよう利用者の安全確保に配慮する。</p>

園地	<p>海浜・樹林地・展望地など各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝・散策・ピクニック・風景鑑賞等人と自然のふれあいが高まるよう配慮する。</p> <p>付帯施設 休憩舎・公衆便所、案内・解説標識等の施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。</p> <p>施設規模は過大とならないよう周辺の自然と調和のとれたデザインとする。</p> <p>管理方針 危険箇所には、防護柵、注意標識を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>クズカゴ・吸殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとしゴミの投げ捨て防止のPR等を進める。</p> <p>園路、広場等点検及び草刈、清掃等を定期的実施する。</p> <p>特に、御神火茶屋園地については、三原山の火山景観を展望するための拠点施設であるが、施設の老朽化等により魅力が失われつつあるため、今後全体計画を立て、自然環境の保全を図りつつ快適で安全な利用が図れるよう検討を進めるものとする。</p>
宿舎	<p>既存宿舎の適正な運営を図るとともに、快適な利用が図れるよう必要な施設の整備を行う。</p>
野営場	<p>自然とのふれあいを推進するために必要な基盤施設であり、施設の整備、改良を積極的に行い、快適で安全な利用の推進を図る。</p>

2. 地域の開発整備に関する事項

交通手段の発達による本土との時間距離の短縮、観光意識の変化等様々な要因により、利用者は昭和48年をピークに減少を続けていたが、近年は増加の傾向にある。

今後は、恵まれた自然環境を生かし、噴火をプラスの機会として新しい利用対策を考える時期にきている。

また、各島とも、公共事業は住民の生活と密接な関係があり、自然公園法の手続きを迅速化し、公共事業の円滑な推進を図るため毎年度毎の事業計画について前年度中にヒアリング等により事前調整を行うとともに、大島支庁及び島嶼町村担当者との定期的な連絡会を開催し連絡調整を密にする。

(1) 自然公園施設の整備

「海のふるさと村」を拠点とした自然公園施設を計画的に整備する。

特に、インフォメーション機能の充実に力を注ぎ、ビジターセンター等の整備について、積極的に検討するものとする。

(2) 一般公共施設

ア. 港湾施設

基本方針

当該施設は、離島における基幹施設でありその必要性、重要性は高い。

一方で海岸の景観の保全に重大な影響を及ぼすことが考えられる施設であることから、港湾区域の指定及び事業実施に当たっては事前に十分な調整を図ることとする。

調整上の留意点

(ア) 自然海岸地域への区域拡張は必要最小限とすること。

(イ) 外郭防波堤等については、設置に伴い潮流、砂の移動等の変化が予想されるので必要に応じてこれらを明らかにされるとともに、周辺の自然環境に支障が生じないように留意する。

イ. 漁港施設

基本方針

当該施設は、島の基幹産業である漁業の復興と密接に関連するものであり、その必要性、重要性は認められる。これらの施設は、港湾施設と同様の問題を持つことから、港湾施設の取り扱いに準じ調整を図るものとする。

ウ. 海岸保全施設

基本方針

国土保全、災害防止等の観点から、その必要性は認められるが、一方で海岸及び海浜景観の保全に広範囲にわたり重大な影響を与えることが予想される施設であることから、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。

調整上の留意点

- ・ 必要最小限の規模で、海岸景観の保全に十分配慮した工法の検討をすること。
- ・ 施設の設置により潮流の変化等が予想される場合には、十分な調査を行うとともに周辺の自然環境に支障が生じないように十分配慮すること。
- ・ 海水浴等の利用が多い地区では、その利用に配慮した工法を検討すること。

- ・海浜植物群落の発達している地区では、これらの保全に留意すること。

エ. 治山、砂防施設

基本方針

国土保全、災害防止等の観点からその必要性は認められるが、一方で風致景観及び下流の海岸への土砂の供給に影響を与えることが予想される施設である。従って、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。

調整上の留意点

- ・必要最小限の規模で、風致景観に十分配慮した工法の検討をすること。
- ・下流へ災害を誘発しない程度に土砂を供給する工法等について、検討を進めること。

(3) その他

- ・利島等における椿畑（実を採取する椿林）における更新のための伐採、植樹は管理行為で有り自然公園法の手続きは不要許可行為に該当する。
- ・公園利用施設の建設にあたっては、雨水の有効利用を図るよう検討する。

3. 事前施設の管理に関する事項

公園利用施設が、老朽化や破損によって設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、また、利用者の安全が確保されるよう施設配置者が定期的に施設の点検を実施し、関係機関の協力を得つつ必要な方策を講ずるものとする。

4. 利用者の指導に関する事項

ア. 大島集団施設地区における利用者指導

大島集団施設地区は、大島における自然公園利用の拠点であり「海のふるさと村」として東京都により整備が進められている。現在、大島動物公園やキャンプ場等において、自然に親しむための各種行事が行われている。今後ともこれらの活動を積極的に推進するとともに、島内、島外でのPR活動を進め事業の促進、定着化を図るものとする。

イ. 適正利用の推進

近年、マリンスポーツの発達が著しく大島周辺でもダイビングを中心とした海の利用が行われている。今後もこの傾向は進むものと考えられ、島の復興のため新しい公園利用の一部として海の利用の推進を図るものとする。

なお、海の利用の推進に当たっては、漁業者との調整や安全対策、必要な施設の整備等課題は多くの関係機関の協力が必要である。

また、利用の多様化にともなって自然環境に与える影響の大きな利用形態や騒音等他の利用者の迷惑になるような利用形態がでてくることも予想されるが、これらについては排除する方向で検討する。

ウ. 利用者の安全対策

・山岳部

活発な活動を続ける三原山周辺の歩道については、火山活動の状況を踏まえ安全が確保されるまでは、閉鎖する。

安全確認後も、火山活動の状況を常に監視し危険な状況が生じた場合には直ちに閉鎖するとともに、利用者に対する連絡通報避難体制の整備を進めるものとする。

・海岸部

波浪等の影響を受け易い地区及び津波の危険のある地区にあっては、必要に応じて注意標識、安全施設を設ける等、利用者の安全確保を図るために必要な措置が講じられるよう、関係行政機関と協力して管理者を指導するものとする。

エ. 盗採の防止と保護育成

大島には、オオシマツツジ、ハチジョウギボウシ等をはじめとする貴重な植物が成育しており、山草ブームによるマニアの盗掘を防止するため、利用者に対する啓発を図るとともに、貴重な植物の保護育成、増殖事業を積極的に行うことのできるような体制作りが必要である。

5. 地域の美化及び清掃に関する事項

美化清掃事業については、大島町により適切に行われているところであるが、限られた島内ではゴミ処理についてむずかしい問題が多いため、当面ゴミの量を減らし、効率的に収集処理できるよう次の点について検討を進めるものとする。

- ・クズカゴは、ゴミの回収が容易にできる場所以外には原則として設置しないものとし、注意板等を設置してゴミの持ち帰りの普及徹底を図る。
- ・磯釣り客によるゴミ、テグス等の散乱防止を図るため、釣具店や渡船、遊漁船業者等を通じての呼掛け、ゴミ持ち帰りのPRを行う。

第3 新島・式根島管理計画区

1. 概要及び管理方針

新島 自然環境の概要

地形・地質	面積 23.87Km ² 周囲約 28Km。南北に 11.5Km、島中央部で幅 2Km ときわめて細長い島であるため、面積の割には海岸線が長い。中央部には、南北の山をつないで前浜、羽伏浦という 2 つの長い砂浜があり、雄大な景観を呈している。新島における火山活動は、886 年に起こった向山火山の形成が最も新しく、以降の活動はみられない。島の大部分は、流紋岩でできており白く、南部の白ママ層は断崖の規模が大きい。北端の若郷付近には、玄武岩質砂れき層があり、若郷前浜は、黒い浜になっている。新島の山は、最高が宮塚山の 432m で伊豆諸島の中ではあまり高くなく、比較的平で広い山頂を持っているのが特長である。
植 生	海岸には、砂浜にハマニガナ、ハマヒルガオ、ハマゴウなどの草本群落、海岸部には、ハチジョウススキ、イソギクなどからなる草本群落が小規模ながら発達している。向山、阿土山及び宮塚山の南は、スダジイの亜高木二次林となっている。宮塚山東側斜面、大三山周辺には、原始性の高いスダジイ自然林が残存している。
動 物	新島南端の早島には、カンムリウミスズメの、鶴渡根島には、オオミズナギドリの繁殖地がある。

社会的状況

新島の産業は、漁業をはじめ農業（花き等）のほか鉱業として抗火石の採掘が行われている。抗火石は、耐火性が強くまた、高温でガラス化することから島の特産物として製品化の研究が進められている。

利用は、夏期集中が著しく、マリンスポーツが盛んである。

式根島

地形・地質	面積 3.90Km ² 、周囲約 12Kmと伊豆諸島で人の住む島としては一番小さい。海岸線の入り込みが大きく変化に富んだ海岸風景が展開している。新島との間の水深は、20mと浅く、元禄元年の津波により新島から分離したという言伝えがある。式根島は一つの溶岩丘と見られており、溶岩丘の上は10-30mの緩やかな起伏に富んだ地形を見せている。島の最高点は109mで伊豆諸島の中でも際だって低い島となっている。
植 生	砂浜の不安定立地には、ハマゴウ、ハマエンドウなどの海浜砂丘植生が、やや安定した立地には、オオシマハイネズが帯状に発達し、クロマツを主とした林へ移行している。内湾の緩斜面で風の影響の少ないところでは、汀線からクロマツ林が成立している。台地上は、ほとんどがスタジイの低木林で一部にツバキの植林地がみられる。カンビキ周辺のクロマツ風衝低木林は特徴ある景観を見せている。

利用状況等

利用者は、夏期中心で新島とのつながりが緊密である。

管理方針

以上の状況を踏まえ、当管理計画区の管理方針を次のとおり定める。

- (1) 自然景観の保護を基本に、調和のとれた公園整備を図る。
- (2) 特色ある景観等保全対象となっている貴重な自然の保護を図る。
- (3) 公園道路の整備に当たっては、景観の保全に十分配慮するとともに、利用の快適性を確保することに努める。
- (4) 自然とのふれあいや野外学習を公園利用の柱とし、自然観察路、園地、野営場等の必要な施設の整備を図る。
- (5) 島の大部分が公園区域であることから、住民の生活に不可欠な行為については、取扱いに配慮する。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）及び「国立公園内における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日環自企第570号）」によるほか、次の事項以外は、下

記の取扱い方針によって運用する。

ただし、公園計画に合致する施設は、公園事業として把握する。

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物</p> <p>(1) 建築物</p>	<p>形状、色彩については、島全体の統一感を醸し出すことが出来るよう、以下のとおりの扱いとする。</p> <p>また、建築物の海側、道路側等見られる方向には、可能な限り郷土種による緑化を行い、周辺の自然環境との調和を図る。</p> <p>①屋根の形状：可能な限り切妻または奇棟等の勾配屋根とする。</p> <p>②屋根の色彩：原色及び光沢のある素材を避け、島の風土特性、自然環境と調和した色調とする。</p> <p>③外壁の色彩：原色及び光沢のある素材を避け、村のイメージカラーとして定着している白等により、地域全体として統一した色調とする。</p>
<p>(2) 道路</p>	<p>①道路造成は、地形改変、支障木の伐採を必要最小限の規模にとどめ、周辺の自然環境に影響しないよう、また災害が発生しないよう十分な措置を行うものとする。</p> <p>②道路法面は、必要最小限の規模にとどめる。種子吹付等により緑化する際には、固有種の保護に留意する。</p> <p>周辺の道路、展望地から見える擁壁及び当該車道利用者から見える擁壁については、抗火石等自然石を使用する（張り石を含む）。やむを得ず使用出来ない場合は、自然石に模したブロック積とする。</p> <p>③モルタル吹付は道路の安全上必要と認められ、かつ、他の方法によることができない場合以外は認めない。</p> <p>④残土は、原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上支障がなく、災害を誘発する恐れのない場所とする。</p> <p>⑤付帯施設 交通安全柵は、ガードケーブル、ガードパイプ、緑石等を用い、車窓からの視野を妨げず、また周辺の自然環境と調和を図るものとする。やむを得ず、ガードレールを使用する場合は、その機能の配慮をしつつ景観に支障のないよう彩色するよう指導する。海岸沿の歩道に設ける手摺り等は安全性に考慮しつつ海上展望の支障にならないよう配慮する。</p>

	<p>落石防護柵及びロックネットは、暗灰色塗装または、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>⑥工事跡地は、速やかに整理し、緑化修景とする。</p> <p>⑦廃道敷 廃道敷は、原則として、舗装を撤去し、客土した上緑化修景する。</p> <p>⑧橋梁、トンネル 道路造成時に地形急峻等により、風致景観、切盛土量、安全性等を総合的に比較検討し橋梁、トンネルが望ましい場合には、積極的に取り入れるものとする。また、トンネルについては、残土の処理に十分留意し、出入口部分の仕上げを自然石張または、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>⑨道路の新設、拡張等により生ずる裸地の修景緑化にあたっては、山間部、海岸部それぞれに応じた郷土種の樹種を用いるよう配慮する。</p>
(3) 電柱等	<p>①特別地域内の利用上重要な地域（羽伏浦園地周辺）、風致景観上重要な地域（宮塚山富士見峠付近等）には、電線路の新設を避け、やむを得ず設置する場合は地下埋設を検討する。</p> <p>②電線路は、主要展望地点、主要展望方向への設置（例えば道路の海側等）は避けるものとし、電力線、電話線等の共架を促進する。</p>
2 木材の伐採	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第516）」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。</p> <p>なお、第3種特別地域であっても、道路沿線等にあつては極力皆伐は避ける等全般的な風致の維持を考慮し施業する。</p>
3 土石の採取	<p>採石 既存の採石場の採掘については、採掘計画に従い計画的に行うとともに跡地の緑化についても計画的に実施するものとする。</p> <p>温泉ボーリング 温泉ボーリングについては、温泉法による指導の他、掘削後に予定される引湯管その他の施設が周辺の風致景観に影響がない場合に認めるものとする。</p>
4 公告物	<p>商品公告及び営業地外での社名公告（いわゆる野立て看板）は認めない。</p>

	地名標識、誘導標識等には、新島特産の抗火石等を使用し、島内の統一を図る（公園事業にかかる施設も同様）。
5 水面の埋立	原則として、道路・港湾・漁船等の公共事業の整備のための埋め立てに限り認める方向で検討する。なお、この場合、自然海岸を避けるなど風致景観に及ぼす影響をできる限り少なくするものとする。

新島における抗火石による石像（モヤイ像）の取り扱い

抗火石は、新島における特産品で、利用拠点等に加工した像（モヤイ）が立てられている。これらの像は、新島のシンボルとして定着しているため、それにふさわしく風致景観に支障のない位置となるよう配慮する。

(2) 保全対象と保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な保全管理を行うこととする。

なお、伊豆諸島には、本土から隔絶した環境下にあるため植物や動物（特に鳥類）に固有種や固有亜種等が多く、これらの保護、増殖を図るとともに、これらの動植物は、島の特徴を顕著に示していることから自然観察会や解説板等により保護の必要性の啓発を図る必要がある。

新 島

保全対象	概 要	保 全 方 針
新島属島群 (早島、鵜渡根島、地内島等)	早島－オオミズナギドリ、ウミネコ、カンムリウミスズメが確認されており、カンムリウミスズメの繁殖地となっている。 鵜渡根島、地内島－オオミズナギドリ、ウミウ、ウミネコ、カンムリウミスズメ等の海鳥類が生息している特別保護地区	特別保護地区に指定されており、現状維持を図る。 なお、地内島の移入動物については、繁殖鳥類に影響のないよう適切な管理を行う必要がある。
宮塚山のスダジイ林	傾斜 30-40 度の急斜面上に発達した自然林。特定植物群落に選定されている。 第1種特別地域	現状維持を図る。

大三山の常緑広葉樹	スタジイ林、タブノキ林などの自然林。新島に残存する自然林として最もよく発達した群落。 特定植物群落 第3種特別地域	極力現状維持を図る。
-----------	---	------------

式根島

保全対象	概要	保全方針
大浦海岸砂丘植生	砂丘の最前線には、カモノハシ、オニシバ、ハマエノコロ等が生育し、その背後にハマゴウ、ハマグルマの群落が見られる。 きわめて小規模な群落である。 第2種特別地域	キャンプ場利用者の立ち入り、ゴミの投棄等により群落の組成、構造の変化が見られる。 小規模で、脆弱な群落であることから、立ち入りの禁止、保護の必要性のPR等の対策を検討する。
クロマツ風衝低木林	カンビキ浦、唐人津城にかけての流紋岩台地上に分布する風衝低木群落 特定植物群落 第2種特別地域	積極的にマツクイムシの防除対策等を講じ、クロマツ林保全を図る。

(3) 公園事業取扱方針

公園計画による整備方針及び事業決定の内容並びに「国立公園及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）」による他、大島・利島管理計画区と同様の取扱方針によって適切に運用する。

3. 地域の開発整備に関する事項

新島、式根島は、それぞれ特徴のある景観を有しており、開発に当たっては、自然環境との調和に配慮するものとする。

また、各島とも公共事業は住民の生活と密接な関係があるため、自然公園の手続きを迅速化し、公共事業の円滑な推進を図るため毎年度毎の事業計画について、ヒアリング等により事前調整を行うとともに、大島支庁及び島嶼町村担当者との定期的な連絡会を開催し連絡調整を密にする。

(1) 自然公園施設の整備

計画に従い適切な整備を図るものとする。

(2) 一般公共施設

ア. 港湾施設

当該施設は、離島における基幹施設でありその必要性、重要性は高い。一方で海岸の景観の保全に重大な影響を及ぼすことが考えられる施設であることから、港湾区域の指定及び事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。
なお、調整に当たっては、大島・利島管理計画区と同様の取り扱いとする。

イ. 漁港施設

当該施設は、島の基幹産業である漁業の復興と密接に関連するものであり、その必要性、重要性は認められる。これらの施設は、港湾施設と同様の問題を持つことから、港湾施設の取り扱いに準じ、調整を図るものとする。

ウ. 海岸保全施設

国土保全、災害防止等の観点から、その必要性は認められるが、一方で海岸及び海浜景観の保全に広範囲にわたり重大な影響を与えることが予想される施設であることから、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。
なお、調整に当たっては、大島・利島管理計画区と同様の取り扱いとする。

エ. 治山、砂防施設

国土保全、災害防止等の観点からその必要性は認められるが、一方で風致景観及び下流の海岸への土砂の供給に影響を与えることが予想される施設であることから、事前に十分な調整を図ることとする。
なお、調整上の留意点は、大島・利島管理計画区と同様とする。

(3) 抗火石の利用

抗火石は、新島の特産であり、標識類、建築物及び擁壁の外壁等に積極的に利用する他、採掘残土等の活用により採掘場及びズリ捨場の環境の改善を図る。

4. 事業施設の管理に関する事項

公園利用施設が、老朽化や破損によって設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、また、利用者の安全が確保されるよう施設設置者が定期的に施設の点検を実施し、関係機関の協力を得つつ必要な方策を講ずる

ものとする。

5. 利用者の指導に関する事項

ア. 羽伏浦園地等における利用者指導

羽伏浦園地は、東京都により整備が進められているが、新島における自然公園利用拠点としての性格をもたせ、整備後も自然解説、インフォメーション機能の充実を図るため、ビジターセンターの建設を計画的に進める。また、ビジターセンターにおける自然教室等の活動を積極的に推進するため、島内・島外でのPR活動を進め、事業の促進、定着化を図るものとする。

また、自然教育の推進を図るため新島、式根島においては、次の事項について計画及び実施を検討する。

- ・特に式根島においては、島内散策や自然観察が出来るルートを設定して解説板を整備するとともに、ガイドブック等によりセルフガイドが出来るように検討する。
- ・自然に親しむ運動期間等で自然に親しむための各種活動を積極的に行う。

イ. 適正利用の推進

新島周辺では、ダイビング、サーフィン等のマリンスポーツが盛んで各種の大会等も行われている。今後とも、島の振興のため海の利用の推進を図るものとするが、他の人の迷惑になるような利用やウミガメ類の産卵等に影響のある利用については、関係機関と協力し排除する方向で検討する。

なお、推進にあたっては、漁業者との調整や安全対策、必要な施設の整備等課題は多く関係機関との調整が必要である。

また、今後公園利用の多様化にともない自然環境へ与える影響の大きな利用形態や、他の利用者の迷惑になる利用形態が出てくることが予想されるが、これらについては排除する方向で検討する。

ウ. 利用者の安全対策

波浪等の影響を受け易い地区及び津波の危険のある地区にあっては、必要に応じて注意標識、安全施設を設ける等、利用者への安全確保を図るために必要な措置が講じられるよう、関係行政機関と協力して管理者を指導するものとする。

エ. 盗掘の防止と保護育成

新島、式根島には、エビネ類等の貴重な植物が生育しており、山草ブームによるマニアの盗掘を防止するため、利用者に対する啓発を図るとともに、現在行われている貴重な植物の保護育成、増殖事業等をさらに推進することが必要である。

6. 地域の美化及び清掃に関する事項

美化清掃事業については、新島村により適切に行われているところであるが、限られた島内ではゴミ処理についてむずかしい問題が多いため、当面ゴミの量を減らし、効率的に収集処理できるよう次の点について検討を進めるものとする。

- ・クズカゴは、ゴミの回収が容易にできる場所以外には原則として設置しないものとし、注意板等を設置してゴミの持ち帰りの普及徹底を図る。
- ・磯釣り客によるゴミ、テグス等の散乱防止を図るため、釣具店や渡船、遊漁船業者等を通じての呼掛け、ゴミの持ち帰りのPRを行う。

清掃活動補助事業

式根島については、「式根島クリーン協会」が実施団体となって適切に清掃活動を行っており、今後とも充実した活動を進めていくこととする。

第4 神津島管理計画区

1. 概要及び管理方針

自然の概要

地形・地質	面積 18.87Km ² 、周囲 22Km。島の東方1 Kmに祇苗島、西方4 Kmに恩馳島を属島として配している。海岸線は、長浜、前浜、多幸浜といった砂浜、沢尻湾、三浦湾、多幸湾といった湾入がある他は、海蝕による急崖から成り立っている。島には、天上山をはじめとして、神戸山、櫛ヶ峰、高処山等があつて、粘り気のある流紋岩質熔岩の造る熔岩円頂丘からできている。これらの熔岩円頂丘は山頂部に小丘や凹地をもっている。島の最高点は、天上山の 574.2mである。島全体が傾斜地で、平坦面はきわめて少ない。
植 生	海岸部は、流紋岩質の不安定立地となっており、海岸植生は貧弱である。やや安定した立地には、クロマツ林が成立している。天上山北部の神戸山-つづき堂付近には、スタジイ、タイミンタチバナ、ヤブツバキを主とした原始性の高い林が残存している。天上山南部には、ヒサカキ、クロマツ、ヤマグルマ、リョウブ、ウラジロ等からなる風衝低木林が発達している。天上山山頂付近の風の弱い立地にヒメユズリハ、イヌツゲ、カクレミノにショウジョウスゲ、ノギランを伴った低木林が、風当りの強い立地には、ハコネコメツツジ、オオシマハイネズを主体としたマット状の群落が発達している。山頂部の白ママ層の砂地には、ハマオモト、ケカモノハシ、ハマボッス、スカシユリ、イソギク、ハマナデシコといった海浜植物が生育し、特異な相観を示している。
動 物	伊豆諸島固有種であるタネコマドリ、モスケミソサザイが生息。属島の祇苗島には、シマヘビが多く生息し、恩馳島とともに海鳥の生息地として重要である。

社会的状況

神津島は、伊豆七島の間際に位置するが、航路は各島経由で時間距離は最も長い。このため、普通地域内で生活交通路として神津島空港が整備され時間距離の短縮による利用者の増加も期待されており、人口も増加傾向にある。

管理方針

以上の状況を踏まえ、当管理計画区の管理方針を次のとおり定める。

- (1) 自然景観の保護を基本に、調和のとれた公園整備を図る。
- (2) 特色ある景観等保全対象となっている貴重な自然の保護を図る。
- (3) 公園道路の整備に当たっては、景観の保全に十分配慮するとともに、利用の快適性を確保することに努める。
- (4) 自然とのふれあいや野外学習を公園利用の柱とし、自然観察路、園地、野営場等の必要な施設の整備を図る。
- (5) 島の大部分が公園区域であることから、住民の生活に不可欠な行為については、取扱いに配慮する。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」及び「国立公園内における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日環自企第570号）」によるほか、下記の取り扱い方針によって運用する。

ただし、公園計画に合致する施設は、公園事業として把握する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	形状・色彩については、島全体の統一感を醸し出すことが出来るよう、以下のとおりの扱いとする。 また、建築物の海側、道路側等見られる方向には、可能な限り郷土種による緑化を行い、周辺の自然環境との調和を図る。 ①屋根の形状：可能な限り切妻または、寄棟等の勾配屋根とする。 ②屋根の色彩：原色及び光沢のある素材を避け、周辺の自然環境、島の風土特性と調和した色彩とする。 ③外壁の色彩：原色及び光沢のある素材を避け、周辺の自然環境と調和した落ち着いた色調とする。
(2) 道路	①道路造成は、地形改変、支障木の伐採を必要最小限の規模にとどめ、周辺の自然環境に影響しないよう、また災害が発生しないよう十分な措置を行うものとする。

	<p>②道路法面は、必要最小限の規模にとどめる。種子吹付等により緑化する際には、固有種の保護に留意する。周辺の道路、展望地から見える擁壁及び当該車道利用者から見える擁壁については、周辺の自然と調和を図るため地元産の自然石を使用する。工法上やむを得ずブロック積、コンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>③モルタル吹付は道路の安全上必要と認められ、かつ他の方法によることができない場合以外は認めない。</p> <p>④残土は、原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上支障がなく、災害を誘発する恐れのない場所とする。</p> <p>⑤付帯施設 交通安全柵は、ガードケーブル、ガードパイプ、縁石等を用い、車窓からの視野を妨げず、また周辺の自然環境と調和を図るものとする。 やむを得ずガードレールを使用する場合は、その機能に配慮しつつ景観に支障のないよう彩色するよう指導する。 落石防護柵及びロックネットは、暗灰色塗装または、亜鉛メッキ仕上とする。</p> <p>⑥工事跡地は、速やかに整理し、緑化修景する。</p> <p>⑦廃道敷 廃道敷は、原則として、舗装を撤去し、客土した上緑化修景する。</p> <p>⑧橋梁、トンネル 道路造成時に地形急峻等により、風致景観、切盛土量、安全性等を総合的に比較検討し橋梁、トンネルが望ましい場合には、積極的に取り入れるものとする。また、トンネルについては、残土の処理に十分留意し、出入口部分の仕上げを自然石張または、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>⑨道路沿線の修景にあたっては、林縁の自然植生の花木等を活用するため除伐等を行うことを検討する。</p>
(3) 電柱等	<p>電線路は、主要展望地点、主要展望方向への配置（例えば道路の海側等）は避けるものとし、電力線、電話線等の共架を促進する。</p>
2 木材の伐採	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内におけ</p>

	<p>る森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。</p> <p>なお、第3種特別地域であっても、道路沿線等にあつては極力皆伐は避ける等全般的な風致の維持を考慮し施業する。</p>
3 土石の採取	<p>採石 既存の採石場の採掘については、採掘計画に従い計画的に行うとともに跡地の緑化についても計画的に実施するものとする。</p> <p>温泉ボーリング 温泉ボーリングについては、温泉法による指導の他、掘削後に予定される引湯管その他の施設が周辺の風致景観に影響がない場合に認めるものとする。</p>
4 公告物	<p>商品公告及び営業地外での社名公告（いわゆる野立て看板）は認めない。</p> <p>地名標識、誘導標識等は、現在定着している木材を素材としたデザインを基調とし、今後とも島内の統一を図る。（公園事業にかかる施設も同様。）</p>
5 水面の埋立	<p>原則として、道路・港湾・漁港等の公共事業の整備のための埋め立てに限り認める方向で検討する。なおこの場合、自然海岸を避けるなど風致景観に及ぼす影響をできる限り少なくするものとする。</p>

（2）管理方針

保全対象と保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な保全管理を行うこととする。

なお、伊豆諸島には、本土から隔絶した環境下にあるため、植物や動物（特に鳥類）に固有種や固有亜種等が多く、これらの保護、増殖を図るとともに、これらの動植物は、島の特徴を顕著に示していることから自然観察会や解説板等により保護の必要性の啓発を図る必要がある。

保全対象	概 要	保 全 方 針
神津島北部の スタジイ林	島の北部に広く発達したスタジイ林。かなりの面積で残存しているが、人為の加わった林分が多く、よく発達した林分は少ない状況にある。ほとんどが第3種特別地域。特定植物群落。	林業との調和を図りつつ適切な保全を図る。
天上山の常緑 広葉低木林	天上山山頂から山麓部に発達する常緑低木林。よい状態で保存されている。特別保護地区、第1種特別地域。特定植物群落。	厳正な保護により現状維持を図る。なお、不動池周辺の林には、ゴミの投棄等が目立つので、ゴミの持ち帰り等のPRを図る。
天上山の湿地 植物群落	天上山山頂の不動池、千代池などの爆裂火口池に発達した、イズノシマホシクサを優占種とした群落。池などの少ない伊豆諸島にあって大変貴重な群落である。特別保護地区。特定植物群落。	厳正な保護を図る。なお、不動池は歩道が集まる位置にあり、訪れる人が多いためゴミの投棄が目立つ。歩道外への立ち入り規制や、ゴミの持ち帰りのPR等の検討を行う。
高処山のスタ ジイ林	高処山周辺に残存するスタジイ林である。かなり人為の加わった形跡はあるが、まとまって残っている点で貴重である。第3種特別地域。特定植物群落。	極力現状維持を図る。
恩馳島 祇苗島	カンムリウミスズメの繁殖地で海鳥類の生息地として重要。特別保護地区。	厳正な保護を図る。

(2) 公園事業取扱方針

公園計画による整備方針及び事業決定の内容並びに「国立公園及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）」による他、大島・利島管理計画区と同様の取扱方針によって適切に運用する。

3. 地域の開発整備に関する事項

神津島は、天上山、多幸湾などすばらしい景観を有しており、開発整備に当たっては、自然環境との調和に配慮するものとする。

なお、公共事業については、住民の生活と密接な関係があるため、自然公園法の手続きを迅速化し、公共事業の円滑な推進を図るため毎年度毎の事業計画について、ヒアリング等により事前調査を行うとともに、大島支庁及び島嶼町村担当者との定期的な連絡会を開催し連絡調整を密にする。

(1) 自然公園施設の整備

多幸湾集団施設地区の整備

多幸湾に面し、白砂の海岸をひかえた良好な自然環境を保っている地域である。現在、散発的に施設整備が行われているが、十分活用されているとはいえない。今後は神津島の利用拠点として、集団施設の地区の地区割の再整理を行い、地元利用とも一体となった施設の再整備を都と村の連係により進め、魅力ある地域づくりを行うこととする。

(2) 一般公共施設

ア. 港湾施設

当該施設は、離島における基幹施設でありその必要性、重要性は高い。

一方で海岸の景観の保全に重大な影響を及ぼすことが考えられる施設であることから、港湾区域の指定及び事業実施に当たっては事前に十分な調整を図ることとする。なお、取り扱いについては、大島・利島管理計画区と同様とする。

イ. 漁港施設

当該施設は、島の基幹産業である漁業の振興と密接に関連するものであり、その必要性、重要性は認められる。これらの施設は、港湾施設と同様の問題を持つことから、港湾施設の取り扱いに準じ調整を図るものとする。

ウ. 海岸保全施設

国土保全、災害防止等の観点から、その必要性は認められるが、一方で、海岸及

び海浜景観の保全に広範囲にわたり重大な影響を与えることが予想される施設であることから、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。

調整に当たっては、大島・利島管理計画区の取り扱いと同様とする。

エ. 治山・砂防事業

神津島の集落は、上流部の崩壊の激しい神津沢の下流に位置しており、住民生活の維持のため治山・砂防事業の必要性は高い。これまでも砂防ダムをはじめ治山事業等が行われているが、今後とも天上山の風致景観及び下流の海岸への土砂の供給等に十分留意し、必要な事業を実施することとする。なお、事業の実施に当たっては、事前に十分な調整を図るものとする。

(3) 多幸湾（三浦漁港）の整備

冬期の季節風対策としての航路の確保、及び漁港の有効利用、また隣接する多幸湾集団施設地区の整備計画と整合した整備を図るものとする。

4. 事業施設の管理に関する事項

公園利用施設が、老朽化や破損によって設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、また、利用者の安全が確保されるよう施設設置者が定期的に施設の点検を実施し、関係機関の協力を得つつ必要な方策を講ずるものとする。

5. 利用者の指導に関する事項

ア. 多幸湾集団施設地区における利用者指導

多幸湾集団施設地区は、神津島における自然公園利用の拠点であり、東京都、神津島村により整備が進められている。今後これらの施設において、島の自然を活かした自然教育活動等を積極的に推進するとともに、島内、島外でのPR活動を進め事業の促進、定着化を図るものとする。

イ. 盗掘の防止及び保護増殖

神津島は、コウツシマエビネ、ハコネコメツツジ等をはじめとする貴重な植物が生育しており、山草ブームによるマニアの盗掘を防止するため、利用者に対する啓発を図るとともに、貴重な植物の保護育成、増殖事業を積極的に行うことが必要である。

ウ. 利用者の安全対策

危険な場所や波浪等の影響を受けやすい地区にあたっては、必要に応じて注意標識、安全施設を設ける等、利用者の安全確保を図るために必要な措置が講じられるよう、関係行政機関と協力して管理者を指導するものとする。

エ. 適正利用の推進

近年、マリンスポーツの発達が著しく、ダイビングを中心とした海の利用が行われている。島の振興のため新しい公園利用の一部として海の利用の推進を図るものとする。

なお、推進にあたっては、漁業者との調整や安全対策、必要な施設の整備等課題は多く関係機関との調整が必要である。

また、今後公園利用の多様化にともない、自然環境へ与える影響の大きな利用形態や、他の利用者の迷惑になる利用形態が出てくることが予想されるが、これらについては排除する方向で検討する。

6. 地域の美化及び清掃に関する事項

美化清掃事業については、神津村及び地元ダイバー等のボランティアにより公衆便所、海岸、海底等の清掃が適切に行われているところであるが、限られた島内ではゴミ処理についてむずかしい問題が多く、当面ゴミの量を減らし、効率的に収集処理できるよう次の点について検討を進めるものとする。

- ・クズカゴは、ゴミの回収が容易にできる場所以外には原則として設置しないものとし、注意板等を設置してゴミの持ち帰りの普及徹底を図る。
- ・磯釣り客によるゴミ、テグス等の散乱防止を図るため、釣具店や渡船、遊漁船業者等を通じての呼掛け、ゴミ持ち帰りのPRを行う。
- ・島内でのゴミ処理場については、適地が少ない等の様々な問題が多いが、風致景観に配慮し利用者に不快感を与えない位置に適切に処分することとし、跡地についても修景緑化等により風致景観の保護を図るものとする。

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（大島支庁管内）管理計画

当 初 昭和63年度作成

第1次改訂 平成3年度作成

検 討 員

高 西 次 男

小 塚 文 夫

吉 田 三喜男

東京都建設局緑地部計画課長

東京都建設局緑地部公園課長

東京都大島支庁長

大島町長

利島村長

新島村長

神津島村長